

質 疑 応 答 書 1

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	現在のご契約について	各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。	株式会社イーセルです。計量日は毎月1日となっております。
2	検針方法	各施設について、自動検針装置はありますか。	自動検針装置はついております。
3	仕様内容	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。
4	仕様内容	今回の入札について融雪用電力の契約は主契約とは別に契約しておりますでしょうか。	融雪用電力の契約はありません。
5	仕様内容	融雪設備等は設置されていますか。	融雪設備等はありません。
6	入札説明書4頁	郵送による入札の場合、入札書に記載する日付は「発送日」でよろしいでしょうか。	入札説明書9(3)ウに記載のとおり、入札書の日付は提出日を記入してください。
7	入札説明書4～5頁	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	お見込みのとおりです。
8	入札説明書4～5頁	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	税込みです。
9	入札説明書4～5頁	入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。	入札説明書9(3)エ、注2に記載のとおりです。
10	番号10～12、14～20まで請求書について	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子請求書でご対応は可能でしょうか。	問題ありません。
11		お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	We bからダウンロードし印刷した物が、適法な支払請求書であれば、問題ありません。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
12	契約書	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
13		契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
14		ダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
15		電子請求書の対応不可の需要家様へ特別処置として紙請求書を発行した場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。（長期連休時に20日頃になる可能性がございます）ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。
16		請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。
17		弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	問題ありません。
18		毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき1枚の請求書発行方法のみとなりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
19		複数施設のうち指定の施設のみを1枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
20		弊社の請求書は、原則、Webサイト上で速報版請求書翌月5営業日より順次掲載、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。※あくまでも順次掲載のため確約できるものではありません。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
21	燃料費調整額について	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議のうえ定めることとなります。
22	燃料費調整額について	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ございませんでしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上定めることとなります。
23	燃料費調整額について	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃度」の改正等により、応札額あるいは燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは燃料費変動によって入札時との状況の変化内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、影響が及ぶうる事項につき、変更協議をすることは可能です。
24	落札時	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	協議のうえ、対応可能です。
25	落札時	30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。	契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議のうえ対応します。
26	落札時	当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後の対応となります。	契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議のうえ対応します。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
27	施設について	施設において建築・増築にかかる移転はございますか。	建築・増築にかかる移転の予定はありません。
28	施設について	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	契約期間中の引き込み位置の移設・変更、受変電設備等の更新予定はありません。
29	施設について	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。	契約開始後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
30	開札について	“開札結果について公開方法・範囲を教えてください。あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。”	広島市ホームページで、落札結果を総価のみ公表します。落札者以外に、個別に開札結果の連絡を行うことはありません。
31	落札時	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	現契約者との協議のうえ、電力切替え手続きに必要な情報のみ、情報提供することは可能です。
32	契約電力500kW以上の施設	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか（500kW以上の協議制契約の場合）併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約電力の変更予定はありません。
33	契約電力500kW以上の施設	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性があります。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	契約締結前に仕様書記載の契約電力を超過した場合は、契約締結後、協議のうえ、契約電力を定めることとなります。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
34	契約電力500kW以上の施設	”契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2024年1月 〇〇kW ”	以下のとおりです。 契約電力：510kW 最大需要電力実績： 2023年12月 479kW 2024年 1月 455kW 2024年 2月 499kW 2024年 3月 498kW 2024年 4月 478kW 2024年 5月 490kW 2024年 6月 486kW 2024年 7月 510kW 2024年 8月 356kW 2024年 9月 362kW 2024年10月 361kW 2024年11月 364kW ※2024年7月に契約電力を需要電力が上回ったため、協議のうえ2024年11月から契約電力を500kWから510kWに変更
35	契約電力500kW以上の施設	上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。 ※入札説明書、仕様書等すでにご記載の内容に関する質問もございますが、確認のため今一度ご教示いただけますと幸いです。お手数おかけしますがよろしくお願いいたします。	仕様書に記載の契約電力で契約となります。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 2

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	入札説明書9（3）ウ に記載のとおり、入札書の日付は提出日を記入してください。
2		自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用しているCISには自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないのでしょうか。	自家発補給電力の契約はありません。
3		切替時に契約電力が500kW 以上の協議制契約に変更になる場合、別途手続きが必要となり必要書類の提出と切替までに追加日数をいただきます。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	契約電力の増減については、契約書第8条に記載のとおりです。
4		弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
5		請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
6		送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	お見込みのとおりです。計量日は毎月1日です。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
7		計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
8		電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	需要場所は入札公告1(5)履行場所の1か所のみです。需要場所に会計主体の異なるテナント等はありません。また、支払請求書の分割発行を求めることはありません。
9		電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)	お見込みのとおりです。1枚の請求書に対し、複数から支払われるということはありません。
10		請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、 (基本料金単価×契約電力)＋力率割引・割増相当額 となりますがよろしいでしょうか。	基本料金の算定は、契約書第10条第2項に記載のとおりです。
11		自動検針装置はついていきますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置は設置されています。
12		仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
13		入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますでしょうか。	入札説明書に記載するもののほか、指定はありません。
14		弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、独自の算定方法に基づき、燃料費等調整を算出することはできません。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
	15	当該エリアを管轄する電力会社において、燃料費等調整単価の算定方法が変更となる場合、落札時の算定方法ではなく、送電開始時の算定方法を採用するという認識でよろしいでしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議のうえ定めることとなりません。
	16	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、協議のうえ、燃料費等調整を請求しない契約締結は可能です。
	17	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日まで確認可能かご教示ください。	お見込みのとおりです。広島市ホームページで、落札金額を総価のみ随時公表します。
	18	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
	19	当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める約款等の変更、経済情勢の変動、天変地異、法令の制定または改廃その他著しい状況の変化等があった場合に契約単価の変更の協議に応じただくことは可能でしょうか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに見えなかったものについては、影響が及ぶ事項につき、変更協議をすることは可能です。
	20	入札付属書に記載する基本料金（１）、電力量料金月額（２）の端数処理に指定はありますか。	入札説明書9（３）エ（注）2に記載のとおりです。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
21		弊社は郵便で入札書を提出し立合いは出来かねます。2回目以降の入札を辞退する場合の辞退方法を教えてください。	2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3回目の入札書提出は不要です。
22		仕様書その他【その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款による。】について、【旧一般電気事業者が定める電気契約要綱による。】と読み代えてよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。読み替えは不可となります。
23		複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 3

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書 10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書 11 その他 (3) 契約書 (案) 第 18 条	入札説明書 11 その他 (2) に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書 (案) 第 18 条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	入札方法等の契約手続に関する協議はできません。契約締結後、契約書第 18 条第 1 項に基づく協議は可能です。
3	入札説明書 9 (4)	郵送で、1 回目のみ入札に参加する場合、2 回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	2 回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1 回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3 回目の入札書提出は不要です。
4	入札附属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ①基本料金、月額 (1) 欄は力率割引 (仕様書記載の標準力率 100%) を適用した積算後の金額を記載する。 ②各月の基本料金と電力量料金の小計 (1) (2) においては、小数点以下第 2 位まで保持 (小数点以下第 3 位を四捨五入) する。	①基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 ②入札説明書 9 (3) エ (注) 2 に記載しているとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に 1 円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入してください。
5	契約書 (案)	契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙 (供給者) は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲 (入札実施期間) へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができ。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第 18 条第 1 項に基づく協議は可能です。なお、契約金額の改定は、契約書第 2 条第 2 項の規定に基づく協議によることとなります。
6	入札説明書 4 (3)	仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか (成立しますか)。 成立しない場合、契約ができなくなったことに対し、当該落札者に対する罰則 (違約金の支払い等) はありますか。	落札決定後、契約の締結までの間に指名停止の措置を受けたことをもって、当該落札決定の取消しは行いません。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
7	入札説明書 9 (11)	供給期間中において燃料費等調整を行わない（燃料費等調整額を請求しない）メニューでの応札は可能でしょうか。 （上記が可能の場合）現在の入札仕様書では、燃料費等調整額を考慮しない料金で落札者を決定すると規定されております。 一方で、燃料費等調整制度は各社・各メニューで異なり、ご請求時には事業者ごとに異なる価格の燃料費等調整額が加算または減算される（燃料費等調整自体がない場合もある）ことから、実際のご負担となる燃料費等調整額込みの料金では、必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。 そのため、落札者の決定にあたり、各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮していただけますでしょうか。	燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。 また、入札価格の算定に当たっては入札説明書9(11)に記載のとおり、燃料費等調整額は入札金額に含みません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。